

研究活動の不正行為への対応のガイドライン（改正案）における管理責任の追及の具体的な方針案について

研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間取りまとめ	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (改正案の方向性)	研究活動の不正行為への対応のガイドライン (改正案の方向性案)																
<p>【国による監視と支援】</p> <p>○国の監視機能の強化と充実 <u>国としての関与を強める観点から、適正な範囲内において抑止力の強化に資する取組を行う必要がある。具体的には、研究組織に対し必要な体制整備を促すことが必要である。また、不正事案の発生時には報告を求め、その後の内部調査や事後対策の実施状況についてもフォローするなど、不正事案のモニタリングを強化することも求められる。さらに、国は、このような監視機能を十全に果たすために必要な体制を整備することが求められる。</u></p> <p>【具体的方策】 (規程・体制の整備状況の調査) <u>国が、必要な規程や体制の整備状況を調査し、調査結果を公表することや、体制整備が不十分な場合に指導やアドバイスを行うことは重要である。その際、日本学術会議等の知見も得ながら行うことも検討する。</u></p> <p>【組織の管理責任の明確化】</p> <p>○不正事案に関する管理責任の追及 <u>「研究不正」を行った当事者だけでなく、その所属する組織に対しても一定の責任を課していくことが必要である。例えば、不正事案が発生した場合、まずは組織に対し内部調査を求め、この調査に期限を設けることで、組織に対しスピード感ある対応を求めることが考えられる。組織としての責任が果たせない機関に対しては、国が何らかのペナルティを課すことも検討することが必要である。</u></p> <p>【具体的方策】 (組織に対する措置の発動) <u>「不正使用」に関しては、個人に対する措置については、応募資格停止期間の長期化などの厳罰化が平成25年度事業から適用されたばかりでもあり、その効果も見極めることとなる。一方、組織に対する措置については、既にガイドラインにおいて、管理・監査に関する体制整備状況に問題がある組織について、改善が見られない場合は、是正措置として間接経費を削減すること等が定められているものの、具体的な発動条件や削減額が定められていないため、今後は、明確化などの制度設計を進める。</u> <u>さらに、競争的資金制度において「不正使用」若しくは「不正行為」が発生した場合、当該研究者が所属する組織への措置を発動するといった制度設計も検討する必要がある。措置の内容としては、例えば、組織に対して是正措置の導入を促すべく管理条件を付与することとし、当該管理条件が満たされない場合には、間接経費を相応に削減することが考えられるが、不正事案の態様や組織における管理体制の状況等に応じたような手続きや措置が必要か、さらに検討する必要がある。</u> <u>「不正使用」に関しては、上記によってもなお改善が見られない場合には、当該組織及び当該組織に所属する研究者に対する競争的資金(間接経費を含む)の配分の一定期間停止の措置も視野に入れ、その発動条件の明確化などの制度設計を進める。</u></p>	<p>○ 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方</p> <p>1. 文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置 (1) 体制整備の実態把握調査 ① 実態把握のためのモニタリング(全機関対象) ・文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況調査(書面)を実施。 ② 措置のためのモニタリング(一定数を抽出) ・文部科学省は、毎年度、履行状況調査の実施方針等を定め、ガイドラインに基づく体制整備等の状況について調査を実施。 ・上記以外にも、緊急・臨時の案件に応じた軌道調査を実施。</p> <p>(2) 体制整備に不備があった場合の対応 <u>上記②の調査結果において、機関全体における体制整備に重大な不備があると判断する場合は、以下の措置を講じ、公表する。</u> <u>ただし、機関全体における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関全体における体制整備の不備による不正と認定した場合は、①と同時に、②の措置を講じる。</u></p> <p>① 管理条件の付与 ・文部科学省は、機関に対し、<u>体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件を付す。</u> ・管理条件の履行状況について、<u>毎年フォローアップ調査を実施。</u></p> <p>② 間接経費の削減 ・配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、<u>管理条件の履行が認められないと判断した場合、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費額を一定割合削減。</u> 削減割合は段階的に引き上げ、<u>上限は15%。</u></p> <p>(参考) ○管理条件の履行が認められない場合の間接経費措置額における削減割合(案)</p> <table border="1" data-bbox="1121 1459 1703 1556"> <tr> <td>未履行期間</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>削減割合</td> <td>5%</td> <td>10%</td> <td>15%</td> </tr> </table> <p>○削減例 研究費総額が130億円(直接経費:100億円、間接経費:30億)で、間接経費の削減割合が5%と15%の場合の削減額。 削減割合 5%:1.5億円 削減割合15%:4.5億円</p> <p>③ 配分の停止 ・<u>間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止。</u></p>	未履行期間	1年	2年	3年	削減割合	5%	10%	15%	<p>○ 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方</p> <p>1. 文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置 (1) 体制整備の事態把握調査 ① 実態把握のためのモニタリング(全機関対象) ・文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況調査(書面)を実施。 ② 措置のためのモニタリング(一定数を抽出) ・文部科学省は、毎年度、履行状況調査の実施方針等を定め、ガイドラインに基づく体制整備等の状況について調査を実施。 ・上記以外にも、緊急・臨時の案件に応じた軌道調査を実施。</p> <p>(2) 体制整備に不備があった場合の対応 <u>上記②の調査結果において、機関全体における体制整備に重大な不備があると判断する場合は、以下の措置を講じ、公表する。</u> <u>ただし、機関全体における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関全体における体制整備の不備による不正と認定した場合は、①と同時に、②の措置を講じる。</u></p> <p>① 管理条件の付与 ・文部科学省は、機関に対し、<u>体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件を付す。</u> ・管理条件の履行状況について、<u>毎年フォローアップ調査を実施。</u></p> <p>② 間接経費の削減 ・配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、<u>管理条件の履行が認められないと判断した場合、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費額を一定割合削減。</u> 削減割合は段階的に引き上げ、<u>上限は15%。</u></p> <p>(参考) ○管理条件の履行が認められない場合の間接経費措置額における削減割合(案)</p> <table border="1" data-bbox="2006 1459 2588 1556"> <tr> <td>未履行期間</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>削減割合</td> <td>5%</td> <td>10%</td> <td>15%</td> </tr> </table> <p>○削減例 研究費総額が130億円(直接経費:100億円、間接経費:30億)で、間接経費の削減割合が5%と15%の場合の削減額。 削減割合 5%:1.5億円 削減割合15%:4.5億円</p> <p>③ 配分の停止 ・<u>間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止。</u></p>	未履行期間	1年	2年	3年	削減割合	5%	10%	15%
未履行期間	1年	2年	3年															
削減割合	5%	10%	15%															
未履行期間	1年	2年	3年															
削減割合	5%	10%	15%															

研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間取りまとめ	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (改正案の概要)	研究活動の不正行為への対応のガイドライン (改正案の方向性)
<p>【組織の管理責任の明確化】</p> <p>○不正事案に関する管理責任の追及 <u>「研究不正」を行った当事者だけでなく、その所属する組織に対しても一定の責任を課していくことが必要である。例えば、不正事案が発生した場合、まずは組織に対し内部調査を求め、この調査に期限を設けることで、組織に対しスピード感ある対応を求めることが考えられる。</u> <u>組織としての責任が果たせない機関に対しては、国が何らかのペナルティを課すことも検討することが必要である。</u></p> <p>【具体的方策】 (不正調査の期限設定) 各機関において、緊張感とスピード感を持って対応するよう、不正事案があった場合の調査について、<u>調査期間の期限を設定するとともに、期限までに報告がない場合、国や資金配分機関から、その理由の説明を求めたり、督促するよう</u>にする。さらに<u>正当な理由なく調査期間の期限を越えた場合には、研究費執行の一部見合わせを行う等、厳格なルールを設定する。</u></p>	<p>○ 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関が告発等を受領し、配分機関が機関から調査の要否の報告を受けた際は、機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、機関から提出される報告書等を踏まえ、当該機関に対して改善を求める。 ・文部科学省及び配分機関は、競争的資金制度における不正を認定した場合は、研究者だけでなく、機関に対しても措置を講じる。 <p>1. 競争的資金制度における不正に関する告発等に関する事案の調査及び措置</p> <p>(1) 不正を認定した場合の機関・研究者に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分機関は、機関から調査実施の要否について報告を受けた場合は、機関に対して必要な指示を行い、それが適切に実施されるよう、調査方針、調査対象及び方法等の報告を受け、必要に応じて指示を行うとともに、当該事案の速やかな全容解明を要請する。 ・配分機関は、機関から不正を認定した最終報告書が提出され、それを確認した場合は、当該報告書の内容を踏まえ、以下の措置を講じる。 <p>① 不正に係る競争的資金制度の返還等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正があった競争的資金において、配分機関は、<u>機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を</u>求める。 <p>② 競争的資金制度への申請制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正があった競争的資金において、配分機関は、<u>不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金への申請及び参加資格を制限する。</u> <p>(2) 調査報告の遅延等に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分機関は、<u>機関が告発等を受領した日から210日以内に最終報告書の提出がない場合、当該機関に対して、状況に応じて、報告遅延に係る以下の措置を講</u>じる。 ただし、報告遅延に合理的な理由がある場合は、<u>当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設ける。</u> <p>○間接経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分機関は、<u>当該機関の不正に関する告発等があった競争的資金における翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を一定割合削減する。</u> 間接経費措置額の削減割合については、提出期限を過ぎた日数に応じて、段階的に引上げ、<u>上限を間接経費措置額の10%とする。</u> ・被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延した場合、配分機関は、<u>当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。</u> 	<p>○ 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正行為への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関が告発等を受領し、配分機関が機関から調査の要否の報告を受けた際は、機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、機関から提出される報告書等を踏まえ、当該機関に対して改善を求める。 ・文部科学省及び配分機関は、競争的資金制度における不正を認定した場合は、研究者だけでなく、機関に対しても措置を講じる。 <p>1. 競争的資金制度における不正行為に関する告発等に関する事案の調査及び措置</p> <p>(1) 不正を認定した場合の機関・研究者に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分機関は、機関から調査実施の要否について報告を受けた場合は、機関に対して必要な指示を行い、それが適切に実施されるよう、調査方針、調査対象及び方法等の報告を受け、必要に応じて指示を行うとともに、当該事案の速やかな全容解明を要請する。 ・配分機関は、機関から不正を認定した最終報告書が提出され、それを確認した場合は、当該報告書の内容を踏まえ、以下の措置を講じる。 <p>① 不正に係る競争的資金制度の返還等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正があった競争的資金において、配分機関は、<u>機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を</u>求める。 <p>② 競争的資金制度への申請制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正があった競争的資金において、配分機関は、<u>不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金への申請及び参加資格を制限する。</u> <p>(2) 調査報告の遅延等に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分機関は、<u>機関が告発等を受領した日から1年以内に最終報告書の提出がない場合、当該機関に対して、状況に応じて、報告遅延に係る以下の措置を講</u>じる。 ただし、報告遅延に合理的な理由がある場合は、<u>当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設ける。</u> <p>(参考)</p> <p>○現行ガイドラインでは、<u>210日以内で報告されることを想定。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備調査：告発を受け付けた後、<u>例えば概ね30日以内</u>に本調査を行うか否か決定。 ・本調査：実施の決定後相当の期間（例えば概ね30日）内に開始。 ・認定：本調査の開始後、相当等の期間（例えば概ね150日）内に認定。 <p>○間接経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分機関は、<u>当該機関の不正に関する告発等があった競争的資金における翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を一定割合削減する。</u> 間接経費措置額の削減割合については、提出期限を過ぎた日数に応じて、段階的に引上げ、<u>上限を間接経費措置額の10%とする。</u> ・被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延した場合、配分機関は、<u>当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。</u>

研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース 中間取りまとめ	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (改正案の概要)	研究活動の不正行為への対応のガイドライン (改正案の方向性)																																
	<p>(参考)</p> <p>○機関の当該競争的資金制度における提出期限を過ぎた日数に応じた間接経費措置額における削減割合</p> <table border="1" data-bbox="1095 306 1828 405"> <tr> <td>超過日数</td> <td>30日未満</td> <td>60日未満</td> <td>90日未満</td> <td>120日未満</td> <td>150日未満</td> <td>180日未満</td> <td>180日以上</td> </tr> <tr> <td>削減割合</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> <td>5%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>○削減例 研究費総額が130億円(直接経費:100億円、間接経費:30億)で、間接経費の削減割合が1%と10%の場合の削減額。 削減割合 1%:3千万円 削減割合10%:3億円</p>	超過日数	30日未満	60日未満	90日未満	120日未満	150日未満	180日未満	180日以上	削減割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	10%	<p>(参考)</p> <p>○機関の当該競争的資金制度における提出期限を過ぎた日数に応じた間接経費措置額における削減割合</p> <table border="1" data-bbox="1979 306 2712 405"> <tr> <td>超過日数</td> <td>30日未満</td> <td>60日未満</td> <td>90日未満</td> <td>120日未満</td> <td>150日未満</td> <td>180日未満</td> <td>180日以上</td> </tr> <tr> <td>削減割合</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> <td>5%</td> <td>6%</td> <td>10%</td> </tr> </table> <p>○削減例 研究費総額が130億円(直接経費:100億円、間接経費:30億)で、間接経費の削減割合が1%と10%の場合の削減額。 削減割合 1%:3千万円 削減割合10%:3億円</p>	超過日数	30日未満	60日未満	90日未満	120日未満	150日未満	180日未満	180日以上	削減割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	10%
超過日数	30日未満	60日未満	90日未満	120日未満	150日未満	180日未満	180日以上																											
削減割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	10%																											
超過日数	30日未満	60日未満	90日未満	120日未満	150日未満	180日未満	180日以上																											
削減割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	10%																											